

令和7年度中に終了した元請工事がない場合は報告書の提出は必要ありませんが、**総括表は必ず提出してください。**

この報告書には、有期事業で施行した事業で令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に終了した事業（令和7年3月31日以前から行った事業で令和7年度中に終了した事業を含む。）のみを記入します。

様式第7号(第34条関係)(甲) 労働保険 一括有期事業報告書(建設の事業) 事業主控

労働保険番号	府県	所管	管轄	基幹番号				枝番号				1 枚のうち 1 枚目				
				4	5	1	0	3	9	3	7	0	0	0	0	
事業の名称	事業場の所在地			事業の期間				① 請負金額の内訳				②	③			
塚本商店 増築工事	小林市	本町	8-9-〇〇	7年	4月	16日	から	7年	6月	28日	まで	28,038,500		28,038,500	23	6,448,855
中沢商店 改築工事 外6件	小林市	細野	2-1-〇〇	7年	5月	21日	から	7年	12月	9日	まで	24,808,000		24,808,000	23	5,705,840
鈴木商店 改築工事	小林市	堤	1-1-〇〇	7年	7月	9日	から	7年	10月	18日	まで	27,708,500		27,708,500	23	6,372,955
菅野商事 新築工事	小林市	真方	88-〇〇	7年	9月	17日	から	7年	12月	20日	まで	41,272,500		41,272,500	23	9,492,675
事業の種類	35 建築事業(既設建築物設備工事業を除く)			計								121,827,500		121,827,500		28,020,325

前年度中(保険関係が消滅した日まで)に廃止又は終了があったそれぞれの事業の明細を上記のとおり報告します。

令和8年 4月 15日

郵便番号(886 - 0004)
電話番号(0984 - 23 - 〇〇〇〇)

住所 小林市細野3-5-〇〇

事業主 小林建設株式会社
氏名 代表取締役 小林 和夫
(法人のときはその名称及び代表者の氏名)

作成年月日・提出日	氏名	電話番号
事務代理者の表示		

社会保険労務士記載欄は、この報告書を社会保険労務士が作成した場合のみ記載すること。

500万円未満の工事

請負金額が500万円未満の工事については、〇〇工事 外〇件と記入して差し支えありません。

事業の開始時期が、①平成25年10月1日以降27年3月31日以前のもの、消費税額を含む請負金額に108分の105を乗じた額を、②平成27年4月1日以降のものは、消費税額を含まない請負金額を記入します。

機械装置の組立て又は据え付けの事業においては、請負代金の額に「機械装置」の価額が含まれている場合は、その価額を記入します。

発注者などから工事用の資材等を支給されたり、機械器具等を貸与された場合に、支給された物の価額相当額又は機械器具等の損料相当額を記入します(「機械装置」を除く)。

建設の事業

(1) 一括有期事業報告書は、「前年度」に終了した事業(工事等)について、事業ごとに、その概算保険料の額が160万円未満で、かつ請負金額(消費税等相当額を除く)が1億8,000万円未満のものを記入してください。下請負工事は記入の必要はありません。

また、平成19年3月31日までに開始したものと、同年4月1日以降に開始したものとをわけて、一括有期事業報告書を作成して下さい。また、一括有期事業総括表に記載されている事業開始時期ごとに分けて記入して下さい。

(2) 事業の種類(同一の労務費率)ごとに一括有期事業報告書を作成してください。

※労働保険番号が分かる場合は、記入してください。

以上の記入箇所を確認後、「記入日」、「事業主」欄を記入してください。

「一括有期事業総括表」への転記については、労務費率ごとに作成した一括有期事業報告書の「①請負金額の内訳」欄の「③ 請負金額」の計の欄と「③賃金総額」の計の欄に記入されている額を、一括有期事業総括表の「1.請負金額」欄と「2.賃金総額」欄に転記します。 ※裏面参照。

建設の事業の方

令和7年度中に終了した元請工事が無い場合も**総括表は必ず提出**してください。

※複写ではありません。(1枚のみ)

小林建設株式会社
代表取締役 小林 和夫

労働保険等 一括有期事業総括表
算定基礎賃金等の報告

令和7年度中の1日平均使用労働者数を記載。
令和7年度中の延使用労働者数 = 1日平均使用労働者数 × 令和7年度の所定労働日数

事業場TEL 0984-〇〇-〇〇

事業の種類	1. 請負金額	労務費率	2. 賃金総額	3. 一括有期事業報告書 枚添付
01				4. 常時使用労働者数 <input type="text" value="3"/>
02				5. 事業の概要 <input type="text" value="35"/>
03				建築事業
32	道路新設事業			6. 新年度賃金見込額
33	舗装工事業			1. 前年度と同額 <input checked="" type="radio"/>
34	鉄道又は軌道新設事業			2. 前年度と変わる <input type="radio"/>
35	建築事業	23	1827500	1840
38	既設建築物設備工事業	23	420	3. 委託解除年月日
36	元請工事が無い場合は0と記入。			7. 延納の申請
37	その他のもの			1. 一括納付 <input checked="" type="radio"/>
37	その他の建設事業			2. 分割 (3回) <input type="radio"/>
合計	1,827,500			

事業の種類を確認し、報告書から転記。

事業の内容を確認

一括納付、分割納付の希望する方を○で囲んで下さい。委託手数料は一括支払になります

元請工事が無い場合は0と記入。

原則「1.前年度と同額」に○を付してください。R8年度の元請工事の見込額が半分以下、2倍以上の場合は「2.前年度と変わる」に○を付して、見込金額を記入。

賃金見込額の計算方法↓
※建築事業の場合
請負見込額 × 労務費率で計算した額を記入
例) 800万 (R8 見込元請工事)
× 23% (建築事業の労務費率)
= 1,840 千円 (賃金見込)

特別加入者の希望する基礎日額を記入。

9. 特別加入者の氏名	10. 承認された基礎日額	11. 適用月数	12. 希望する基礎日額
1 小林 和夫	10000	12	10000

令和8年 4月15日 事業主氏名

小林建設株式会社
代表取締役 小林 和夫

宮城県 労働局労働保険特別会計歳入徴収官 殿

作成者氏名 事業主

裏面もご確認ください

立木伐採の事業の方

様式第7号(第34条関係)(乙) 事業主控

労働保険
一括有期事業報告書(立木の伐採の事業)

労働保険番号	府県	所掌	管轄	基	幹	番	号	枝	番	号	2枚のうち 1枚目
	4	5	1	0	3	9	3	7	0	0	0

事業の名称	事業場の所在地	立木所有者の氏名又は 名称及び住所	事業の期間	使用労働者 延人員	素材の生産量 (立方メートル)	素材1立方 メートル当た りの労務費	賃金総額
橋本山伐採事業	小林市真方△△	橋本寅一 小林市真方△△△-〇	7年5月6日から 7年6月14日まで	26人	470	円	385,000円
谷口山伐採事業	小林市細野△△△-〇	谷口次男 小林市細野△△△	7年5月16日から 7年6月27日まで	32	530		457,000
岩本山伐採事業	えびの市栗下25△△	岩本清吉 えびの市上江△△	7年10月6日から 7年10月27日まで	19	235		214,000
			年 月 日から 年 月 日まで				
			年 月 日から 年 月 日まで				
			年 月 日から 年 月 日まで				
			年 月 日から 年 月 日まで				
			年 月 日から 年 月 日まで				
			年 月 日から 年 月 日まで				
前年度中(保険関係が消滅した日まで)に廃止又は終了があったそれぞれの事業の 明細を上記のとおり報告します。			計	77	1,235		1,056,000

令和 8 年 4 月 24 日 郵便番号(886 - 0004)

住所 宮崎県小林市細野△△
電話番号(0984 - 23 - 〇〇)

事業主 ○〇株式会社
氏名 代表取締役 小林 太郎
(法人の時はその名称及び代表者の氏名)

宮崎 労働局労働保険特別会計歳入徴収官 殿

[注意]
社会保険労務士記載欄は、この報告書を社会保険労務士が作成した場合のみ記載すること。

社 会 保 険 記 載 欄	作成年月日・ 提出代行者・ 事務代理者の表示	氏名	電話番号

素材の生産量が 30 立方メートル未満の事業については、
〇〇事業 外〇〇件と記入して差支えありません。

立木の伐採の事業

- (1) 上記の記載例を参考に記入してください。
- (2) この報告書には、前年度に終了した事業(工事等)について、事業ごとに、その概算保険料の額が 160 万円未満で、かつ素材の生産量が 1,000 m³未満のものを記入してください。

また、平成 19 年 3 月 31 日までに開始したものと、同年 4 月 1 日以降に開始したものとをわけて、一括有期事業報告書を作成して下さい。

※労働保険番号が分かる場合は、記入してください。

以上の記入箇所を確認後、「記入日」、「事業主」欄を記入してください。

「一括有期事業総括表」への転記については、作成した一括有期事業報告書の「賃金総額」の計の欄に記入されている額を、一括有期事業総括表の「2.賃金総額」欄に転記します。

林業の申告について

保険料の算定方法には、「賃金」による場合と、「**素材の生産量・平均賃金**」による場合があります。

1. 支払賃金による場合

その事業で使用したすべての労働者への支払賃金に保険料率を乗じて保険料を算定します。

2. 素材の生産量（林業のうち、立木の伐採の事業以外の事業の場合は平均賃金）による場合 ※賃金総額を正確に算定することが困難な場合、以下の特例による賃金総額の算定が認められています。

■林業のうち、立木の伐採の事業

所轄都道府県労働局長が定める**素材 1 立方メートルを生産するために必要な労務費の額**に、生産するすべての素材の材積を乗じて得た額を賃金総額とします。

【宮崎労働局長が定める素材 1 立方メートルを生産するために必要な労務費の額】

・伐採のみ	：	2,100 円
・搬出のみ	：	3,200 円
・伐採、搬出	：	5,300 円

■林業のうち、立木の伐採の事業以外の事業

厚生労働大臣が定める平均賃金に相当する額にそれぞれの労働者の使用期間の総日数を乗じて得た額の合計額を賃金総額とします。

※植林、造林業の場合の事業報告は、「一括有期業報告書」ではなく「算定基礎賃金等の報告」での提出となりますのでご注意ください。

業種が林業（立木の伐採）である場合の申告については、「一括有期事業報告書（立木の伐採の事業）」に立木の伐採の事業の名称、所在地、期間、素材の生産量、賃金総額等を記入してください。

※素材の生産量が 30 立方メートル未満の事業については、取りまとめて記入できます。

※一括有期事業の対象とならない事業（素材の生産量が 1,000 m³以上）の場合は、1 現場ごとに一つの事業として、その事業が開始されるごとに労災保険の成立手続きをすることになります。